

令和 6 年度



令和 7 年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

北海道森林管理局 森林整備部

森林整備第一課・資源活用第一課・資源活用第二課

日時：令和 7 年 3 月 5 日 13:10～16:00

場所：北海道森林管理局 大会議室（web併用）

1-①令和7年度 造林事業について（森林整備第一課）

資料1-①

財源別の地区別発注（予定）状況

①令和6年度補正予算＋令和6年度当初予算繰越（公告済み）

面積：ha

	R6年度実績						R7年度予定												備考
	地拵え		植付		下刈り		地拵え				植付				下刈り				
	うち 一貫作業	うち 一貫作業	うち 機械下刈り	対前年度比	うち一貫作業	対前年度比	うち一貫作業	対前年度比	うち機械下刈り	対前年度比									
札幌地区	63	21	95	8	146	4	51	81%	25	120%	115	121%	25	310%	77	52%	5	143%	
旭川地区	76	39	65	30	88	0	82	108%	43	111%	100	154%	43	144%	128	146%	22		
北見地区	122	25	109	25	147	0	206	170%	10	39%	245	225%	10	39%	392	267%	27		
帯広地区	63	8	117	0	510	3	129	205%	23	297%	133	113%	23		478	94%	12	380%	
函館地区	20	8	21	0	0	0	50	253%	23	296%	43	206%	23		91		0		
計	343	100	408	63	891	7	519	151%	124	124%	637	156%	124	198%	1,166	131%	66	978%	

※R7年度予定は、立木販売と造林を一体とした混合契約の発注量は除く。又、契約済みの複数年契約、R7年度契約予定の複数年契約の事業量は除く。

②令和7年度当初予算（発注予定情報公表済み）

面積：ha

	R6年度実績						R7年度予定												備考
	地拵え		植付		下刈り		地拵え				植付				下刈り				
	うち 一貫作業	うち 一貫作業	うち 機械下刈り	対前年度比	うち一貫作業	対前年度比	うち一貫作業	対前年度比	うち機械下刈り	対前年度比									
札幌地区	107	76	82	17	390	8	116	108%	85	112%	152	186%	54	318%	395	101%	26	314%	
旭川地区	31	13	47	13	455	27	19	62%	12	90%	33	71%	12	90%	328	72%	46	168%	
北見地区	69	32	96	14	427	10	140	204%	4	12%	163	169%	4	27%	149	35%	0	0	
帯広地区	142	17	195	24	269	1	212	149%	55	319%	181	93%	24	98%	228	85%	15	1026%	
函館地区	65	25	104	21	660	1	71	108%	42	170%	60	58%	42	197%	560	85%	0	0%	
計	414	164	524	90	2,201	49	558	135%	198	121%	589	112%	135	151%	1,660	75%	87	180%	

※R7年度予定は、立木販売と造林を一体とした混合契約の発注量は除く。又、契約済みの複数年契約、R7年度契約予定の複数年契約の事業量は除く。

次ページへ令和7年度事業合計（①＋②）

③令和7年度地区別造林発注（事業）量（①+②）

面積：ha

	R6年度実績						R7年度予定												備考
	地拵え		植付		下刈り		地拵え				植付				下刈り				
	うち一貫作業		うち一貫作業		うち機械下刈り		対前年度比		うち一貫作業		対前年度比		うち一貫作業		対前年度比		うち機械下刈り		
札幌地区	171	97	177	25	536	12	168	98%	110	113%	267	151%	79	316%	472	88%	31	262%	
旭川地区	106	52	112	43	543	27	101	95%	55	105%	134	119%	55	127%	457	84%	68	249%	
北見地区	190	57	205	39	574	10	346	182%	14	24%	408	199%	14	35%	541	94%	27	267%	
帯広地区	205	25	313	24	779	5	342	166%	78	312%	314	100%	47	193%	705	91%	27	590%	
函館地区	85	32	125	21	660	1	121	142%	65	200%	104	83%	65	305%	651	99%	0	0%	
計	758	264	932	153	3,092	55	1,077	142%	322	122%	1,226	132%	260	170%	2,826	91%	153	276%	

※R7年度予定は、立木販売と造林を一体とした混合契約の発注量は除く。又、契約済みの複数年契約、R7年度契約予定の複数年契約の事業量は除く。

※森林管理署・物件ごとの詳細はHPをご覧ください（<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/index.html>）。

【令和7年度事業の方針】

- ①主伐・再造林が増加する傾向から、地拵え・植付経費は今後も増大する見込みであり、下刈りは、回数省略によるコスト削減、作業の省力化に繋がる機械化を推進していきます。また、主伐箇所の跡地は、確実な再造林を履行していくことを目的に、植付けまで含めた一括発注を原則としていきます。
- ②昨年度から実施している大型機械地拵えの伐根処理は、将来的な機械化をすすめるための条件整備であり、地形等の条件により処理が困難である場合、機械下刈りに沿わないと判断される箇所が含まれている場合は、変更契約の協議に応じるため、時期を逸することがないように監督職員へ相談ください。
- ③下刈り面積は、令和7年度予定として2.8千haを計画しており、令和4年度実績（6.5千ha）と比較すると5割強削減してきているところです。令和7年度は、函館地区を除く全地区において機械下刈りを計画しているところであり、下刈り作業の効率化・省力化の更なる推進に向けた取組へのご協力をお願いします。また、令和7年度事業より機械下刈りの経費は、予定価格に見込んだうえ発注しているところであり、受注者自らが機械の手配（レンタル・購入）を進めて頂くようお願いいたします。
- ④令和7年度事業量には殆ど含まれませんが、造林と生産の一括発注による考え方同様、主伐後の確実な造林を目的に、立木販売についても主伐（更新）を伴う伐採箇所は、伐採と造林を一体的に契約する「混合契約」を原則としていきます。令和7年度に公告する物件は、石狩・空知・留萌南部・網走西部・西紋別・網走中部・根釧西部・十勝東部・十勝西部・東大雪・後志・渡島森林管理署の12署18物件を予定しているところです。



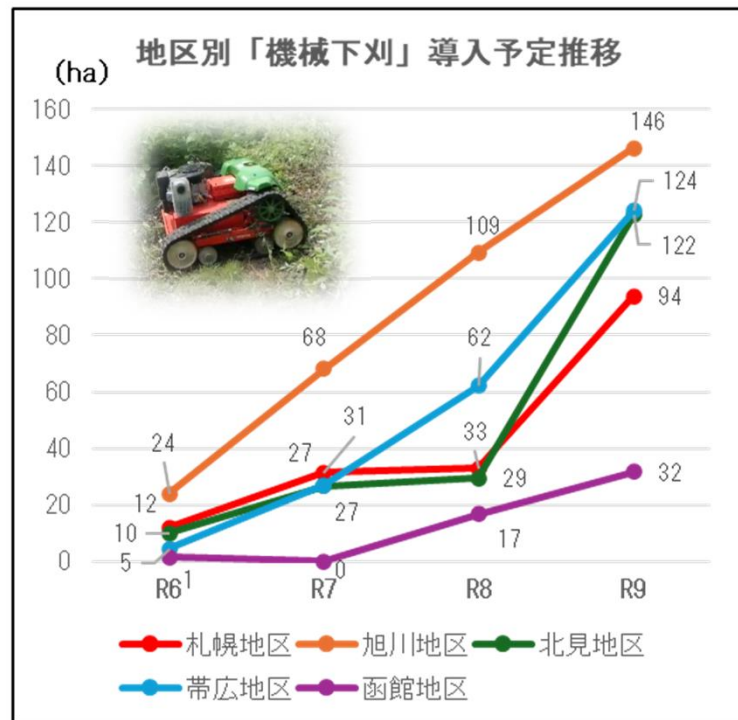
①-3 造林作業の下刈における「機械下刈」中長期発注見通し

資料 1-①

北海道森林管理局における下刈の機械化は、作業従事者の負担軽減や従事者不足への対応策として、平成29年度から検証をすすめ、令和6年度より事業ベースで実施してきました。令和7年度以降についても更に導入可能地を拡大することにより、目的に沿った事業発注に努めていく考えです。そのため、作業を担う事業者の皆様が、地域の（発注官署）事業量の見通しを把握することにより、機械化に向けた検討（準備）をすすめることができるよう、令和7年度から令和9年度までの森林管理署別「機械下刈」の発注見通し面積を公表します。

北海道森林管理局 「機械下刈」 署別発注予定面積（R7～R9）

年度別 森林管理署	R6年度実績（参考値）			R7年度予定			R8年度予定			R9年度予定		
	下刈面積（ha）			下刈面積（ha）			下刈面積（ha）			下刈面積（ha）		
	機械下刈（ha）			機械下刈（ha）			機械下刈（ha）			機械下刈（ha）		
			導入率			導入率			導入率			導入率
石狩	125	8	7%	146	5	4%	-	7	-	-	8	-
空知	185	4	2%	146	22	15%	-	22	-	-	20	-
胆振東部	76			54			-		-	-	35	-
日高北部	105			76			-		-	-	5	-
日高南部	44			50	4	7%	-	4	-	-	27	-
札幌地区	536	12	2%	472	31	7%	-	33	-	-	94	-
留萌北部	26			20			-		-	-	1	-
留萌南部	47			39	7	18%	-	7	-	-	5	-
上川北部	38	0.4	1%	34	1	3%	-	3	-	-	10	-
宗谷	230	2	1%	158	33	21%	-	52	-	-	74	-
上川中部	122	21	17%	125	26	21%	-	45	-	-	44	-
上川南部	11			6			-		-	-	11	-
北空知	69			74	1	2%	-	1	-	-	1	-
旭川地区	543	24	4%	457	68	15%	-	109	-	-	146	-
網走西部	44			62			-		-	-	22	-
西紋別	112			74			-		-	-	4	-
網走中部	206			211	19	9%	-	21	-	-	68	-
網走南部	211	10	5%	194	8	4%	-	8	-	-	28	-
北見地区	574	10	2%	541	27	5%	-	29	-	-	122	-
根釧西部	363	1	0.4%	210	9	4%	-	20	-	-	42	-
根釧東部	27			180	1	1%	-	1	-	-	2	-
十勝東部	213	3	1%	177	17	10%	-	23	-	-	55	-
十勝西部	145			117			-	13	-	-	8	-
東大雪	30			22			-	5	-	-	16	-
帯広地区	779	5	1%	705	27	4%	-	62	-	-	124	-
後志	101	1	1%	90			-	10	-	-	10	-
檜山	278			260			-	6	-	-	15	-
渡島	281			301			-	1	-	-	7	-
函館地区	660	1	0%	651			-	17	-	-	32	-
局計	3,092	52	2%	2,826	153	5%	-	250	-	-	518	-



令和7年度以降は、全地区において機械下刈の導入率を大きく増加させる予定。また、地拵え段階において処理を施す大型機械地拵え（伐根処理）についても年々増加させることにより、将来的に造林作業の機械化を可能とする条件整備を更に推進。



リモコン式機械下刈作業風景

※上表数値は、R6実績（見込み）以外の数値は予定であり、災害や予算事情等により数値が変動することはあり得る。

注）1_面積の数値は全て実面積

2_R6年度数値は、実績見込み数値。

3_R7年度数値は、発注予定情報・発注見通しの掲載数値。

4_R8年度数値は、各署が予定する機械下刈面積。

5_R9年度数値は、R6年度に伐根処理を施した面積（植栽から2年度間下刈り省略を想定）から機械下刈可能面積を掲載。

6_R8・R9の導入率は、下刈予定面積が未定であるため未記載。

令和7年度 スマート林業機器 購入・レンタル補助事業 (北海道スマート林業機器導入促進事業)

募集期間: 令和7年2月18日～令和7年3月10日
応募先: 各(総合)振興局林務課

補助対象者 道内の森林組合、登録林業事業者

採 択 基 準

1台あたりの事業費が税込500万円未満の機器

補助対象経費

- ▶購入の場合…本機・付属機械器具購入費、事業雑費
- ▶レンタルの場合…最大3ヶ月までのレンタル料、事業雑費

補 助 金 額 1/2以内

補助対象機器

- ・ICTハーベスタ
- ・現有ハーベスタにICT機能追加
(PCの更新、カラスプレー搭載、電子キャリパーなど)
- ・下刈り・地拵え機械
- ・その他
(ドローン、ソフトウェア、GNSS、オーガ、苗木運搬機械など)

※正式決定前のため、補助事業の内容が変更になる場合があります。
 ※予算規模・補助内容などにより、採択とならない場合があります。

詳細は、北海道HP以下URLより参照
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gid/186374.html>

お問い合わせは、各(総合)振興局林務課へお願いします。

北海道スマート林業機器導入促進事業実施要綱

令和5年8月10日付け林業木材第634号
 水産林務部長通知

第1 通則

北海道スマート林業機器導入促進事業に関して、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「補助規則」という。)に定めるもののほか、この要綱により必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

人工林資源が利用期を迎え、森林資源の循環利用の推進が求められる中、林業の担い手不足等の問題解決に向けて、ICT等の先進的な技術を活用した機器(以下「スマート林業機器」という。)による林業の生産性の向上を図るため、予算の範囲内において、補助事業者が行うスマート林業機器の導入に必要な経費を支援することにより、スマート林業の地域実装を推進する。

第3 補助の対象

事業内容、補助事業者、補助対象機器、補助率等は別表のとおりとする。
 なお、国の補助要件を満たす場合は補助の対象外とする。

別表

事業内容	補助事業者	補助対象機器	補助率等
スマート林業機器の導入	森林組合、登録林業事業者(※1) ただし、補助対象機器に示すスマート林業機器を初期導入する場合に限る。	次のスマート林業機器とする。(※2) 1 林業に用いられる無人航空機 2 森林の測量・管理に用いられる機器 3 情報通信技術を活用した樹木計測機器 4 植林用穴掘り機械 5 保育作業用機械	スマート林業機器の導入に要する経費の1/2以内

※1 北海道林業事業者登録実施要綱(平成24年8月27日林業木材第651号)に基づく登録を受けたもの。

※2 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要綱(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知)において補助対象外となる、事業費が500万円未満のスマート林業機器に限る。

北海道スマート林業機器導入促進事業実施要綱の運用について

令和5年8月10日付け林業木材第640号
 水産林務部長通知

採択基準	1台あたりの事業費が500万円未満の機器とする。
補助対象経費【購入】	補助対象経費は本機購入費、付属機械器具購入費及び事業雑費とする。ただし、消費税相当額を含まない。なお、導入する機器については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。 事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料、②機器導入の初年度に支出するソフトウェア等導入に必要な経費(※)とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含まないものとする。 ※ソフトウェア等の使用料は、買い切り方式の場合は全額、サブスクリプション方式(月単位または年単位で定期的に料金を支払い使用する方式)の場合は初年度に支出する額を補助対象とする。
【レンタル】	補助対象経費は本機レンタル料、付属機械器具のレンタル料及び事業雑費とする。ただし、消費税相当額を含まない。なお、導入する機器については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。 事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料、②補償料又はこれに類する経費とする。ただし、現地着価格によってレンタルするときは、運送料を含まないものとする。
補助上限金額	補助対象期間は、連続する契約期間のうち、3ヶ月以内とする。 補助対象経費の1/2以内を上限とする。
補助事業者	・北海道内の森林組合 ・登録林業事業者(北海道林業事業者登録実施要綱第6の第1項の規定により登録を受けた林業事業者)

財源別の地区別発注（予定）状況

①令和6年度補正予算＋令和6年度当初予算繰越（公告済み）

単位：m³・ha

	令和 6 年度契約						令和 7 年度予定							
	契約量（㎡）						予定量（㎡）							
		保育間伐	誘導伐	一括発注 面積(ha)	育成受光伐	天然林受光伐		対前年度比	保育間伐	誘導伐	一括発注 面積(ha)	育成受光伐	天然林受光伐	
札幌地区	73,300	68,960	3,920	8	170	250	68,500	93%	63,460	3,800	25	1,140	100	
旭川地区	80,000	69,420	9,780	30	270	530	43,200	54%	33,850	7,170	43	1,980	200	
北見地区	72,700	63,820	7,490	25	940	450	88,100	121%	70,450	1,620	10	15,730	300	
帯広地区	51,000	49,460	880	0	0	660	72,300	142%	70,540	1,680	23	0	80	
函館地区	29,200	23,120	1,680	0	4,400	0	39,500	135%	31,410	4,880	23	920	2,290	
計	306,200	274,780	23,750	63	5,780	1,890	311,600	102%	269,710	19,150	124	19,770	2,970	

※一括発注の面積は植栽まで実施した面積（地拵えまでは除く）。

②令和7年度当初予算（発注予定情報公表済み）

単位：m³・ha

	令和 6 年度契約						令和 7 年度予定						
	契約量（㎡）						予定量（㎡）						
		保育間伐	誘導伐	一括発注 面積(ha)	育成受光伐	天然林受光伐		対前年度比	保育間伐	誘導伐	一括発注 面積(ha)	育成受光伐	天然林受光伐
札幌地区	127,600	101,830	14,220	17	7,790	3,760	151,200	118%	122,390	16,530	54	8,760	3,520
旭川地区	51,100	49,270	1,630	13	200	0	110,900	217%	99,670	3,600	12	1,730	5,900
北見地区	156,200	133,010	9,910	14	9,620	3,660	156,900	100%	140,240	6,220	4	6,550	3,890
帯広地区	196,100	176,774	16,096	24	0	3,230	181,900	93%	165,903	11,517	24	0	4,480
函館地区	51,800	51,800	51,800	21	51,800	51,800	50,500	97%	41,230	7,910	42	480	880
計	582,800	512,684	93,656	90	69,410	62,450	651,400	112%	569,433	45,777	135	17,520	18,670

※一括発注の面積は植栽まで実施した面積（地拵えまでは除く）。

③令和7年度地区別生産発注（事業）量（①+②）

単位：m³・ha

	令和6年度契約						令和7年度予定						
	契約量（m ³ ）						予定量（m ³ ）						
		保育間伐	誘導伐	一括発注 面積(ha)	育成受光伐	天然林受光伐		対前年度比	保育間伐	誘導伐	一括発注 面積(ha)	育成受光伐	天然林受光伐
札幌地区	200,900	170,790	18,140	25	7,960	4,010	219,700	109%	185,850	20,330	79	9,900	3,620
旭川地区	131,100	118,690	11,410	43	470	530	154,100	118%	133,520	10,770	55	3,710	6,100
北見地区	228,900	196,830	17,400	39	10,560	4,110	245,000	107%	210,690	7,840	14	22,280	4,190
帯広地区	247,100	226,234	16,976	24	0	3,890	254,200	103%	236,443	13,197	47	0	4,560
函館地区	81,000	64,010	7,110	21	8,180	1,700	90,000	111%	72,640	12,790	65	1,400	3,170
計	889,000	776,554	71,036	153	27,170	14,240	963,000	108%	839,143	64,927	260	37,290	21,640

※一括発注の面積は植栽まで実施した面積（地拵えまでは除く）。

※森林管理署・物件ごとの詳細はHPをご覧ください（<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/index.html>）。

【令和7年度事業留意事項】

【生産事業】

・事業進捗の適切な管理

伐採区域、実行数量、森林作業道作設箇所、延長等の進捗状況を確認しながら、適切な現場管理をお願いします。

・生産性向上

新しい林業の推進に向け、各事業体におかれては、工程管理を行う中で生産性向上に向けた取り組みをお願いします。

・現場代理人と監督職員等との連携

現場の進捗状況や事業実行にあたっての打合せなど連携を深め、事業遂行に向けて双方で協力をお願いします。

【販売事業】

・採材・仕分けの徹底

木材を適切な用途で利用するために重要な事項であり、適切な採材・仕分けの徹底をお願いします。

・広葉樹の積極的な用材区分（山元販売含め）

広葉樹材の持続的かつ安定的な供給を望む声が高まっており、ニーズを踏まえた採材・仕分けを行うとともに、銘木市へ積極的な出品へのご協力をお願いします。

③-1 令和7年度 立木販売量について（資源活用第一課）

資料1-③

（単位：材積千m³）

地 区	令和6年度計画（A）	令和7年度予定量（B）	（B）／（A）
札 幌	172.3	153.1	89%
旭 川	77.0	84.8	110%
北 見	319.8	271.1	85%
帯 広	284.2	259.7	91%
函 館	138.9	190.8	137%
合 計	992.2	959.5	97%

※収穫量（立木販売・分収造林・分収育林・製品生産資材等含む）全体では令和6年度比**101%**
令和7年度予定量は検討中のものであり、確定ではありません

○立木販売の出品予定個所の情報についてホームページへ掲載する取り組み

令和7年度から、立木販売予定量の内、出品が確定している予定個所の物件内容について、年度当初に公表するよう検討しています。

○立木販売の間伐における面積拡大による標準地調査の取り組み

立木販売の間伐（列状）における収穫調査の取り組みとして、生産請負力所で実施している「面積拡大による標準地調査」を立木販売に適用し試行しています。この調査方法は、すべての伐採木には標示せず、標準地として設定した区域内のみ毎木で調査し、蓄積を把握するもので、伐採列標示については、買受者に行っていただき、森林官等が確認・承認するといった取り組みです。今後、落札物件について買受者より課題等の聞き取りを行い、検証・改善に取り組むとともに、令和7年度も継続していく考えです。

③-2 林地未利用材について（資源活用第一課）

資料 1-③

（単位：材積千m³）

地 区	令和 6 年度公告量	令和 6 年度落札量
札 幌	20.1	12.9
旭 川	1.8	1.5
北 見	8.3	0.4
帯 広	8.8	3.9
函 館	8.5	0.0
合 計	47.5	18.7

○林地未利用材の販売について

令和 7 年度においても森林資源の「カスケード利用」の推進及び主伐箇所における造林事業（地拵え・植付）の省力化に資するよう、伐採に伴い発生する末木枝条を一般競争等により販売します。また、北海道森林管理局ホームページで「林地未利用材発生予定情報」を発信します。

③-3 誤伐の未然防止について（資源活用第一課）

○誤伐について、今年度は発生しておりませんが、国有林野の管理経営上起きてはならない重大な案件として、これまでも未然防止・再発防止に努めてきたところです。

原因の多くは、事前の伐採区域の誤認、作業者等への伝達不足が挙げられており、事業着手にあたっては、発注者や監督職員・森林官等と綿密な打ち合わせを行い、誤伐の未然防止に努めてください。

誤伐の発生に至った場合、「指名停止」の行政処分や悪質と判断された場合は、罰則が適用され、社会的信用の失墜につながります。

令和 6 年 3 月 1 日以降の立木販売入札公告から適用となる立木販売事業着手届及び事業計画書のなかにあります「誤伐防止のためのチェックポイント」の提出をお願いしています。

また、これに併せて林地保全に配慮した取り組みとして「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の提出もお願いします。

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 総合評価落札方式における「簡易型」の導入

○ 実際の手続きの流れについて

▶ 入札・落札・契約の方式は下記の3種類とする。



競争参加資格確認申請書の提出

技術提案書の提出

提出省略

簡易型：
様式2と様式2-1の提出省略

	標準型	簡易型
①提出文書：様式 1	○	○
②事業計画上の考慮事項等：様式 2	○	×
③事業計画の工程管理：様式 2 - 1	○	×
④企業の事業実績等：様式 3 及び 3 - 1	○	○
⑤配置予定技術者の資格・経験：様式 4	○	○
⑥賃上げ実施の表明：様式 5 - 1 又は 5 - 2	○	○

「造林と素材生産との一貫作業」と「複数年度にわたる事業」については技術的な工夫の余地が大きいと判断し、「標準型」で実施するものとする。

最低価格落札方式

「価格」と「価格以外の要素」
を総合的に判断する落札方式

電子調達システムを利用した電子契約の開始

北海道森林管理局

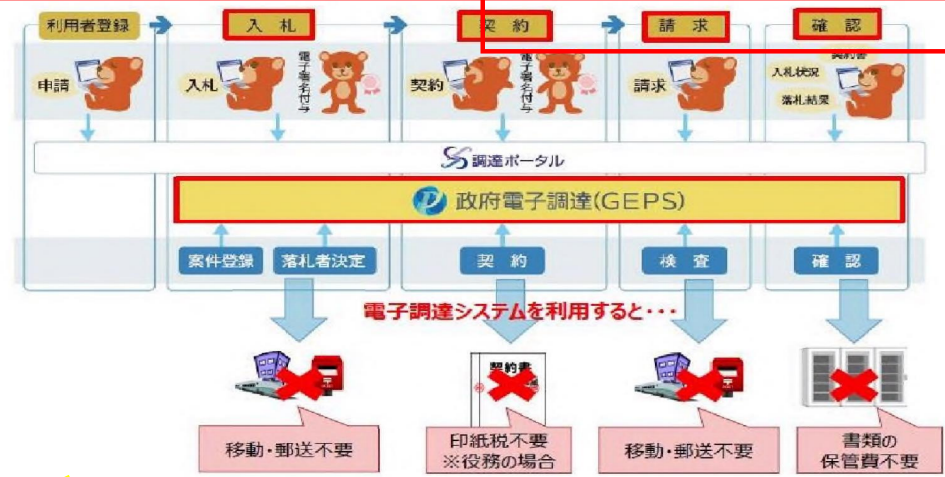
- 森林管理局へようこそ
- 報道・広報
- 森林管理局の仕事
- 公売・入札情報等
- リンク集

ホーム > 公売・入札情報 > 北海道森林管理局における電子調達システムの利用について

北海道森林管理局における電子調達システムの利用について

1. 電子調達システムについて

電子調達システムとは、国の機関が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。



▼北海道局HPより

・電子調達システムとは・・・
国の機関が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。

参考例

造林事業請負契約書

下記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同運営して頂く。

案件名称	
案件内容・仕様	別添「事業内訳書」のとおり
契約金額（税込み）	金 3,245,000 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 235,000 円）
納入期限	令和6年09月06日
契約期間	令和6年06月20日 ～ 令和6年09月06日
納入場所・履行場所	別添「事業内訳書」のとおり
契約保証金	免除
備考	

	役務	工事		【電子入札実施中】	【電子入札実施中】	【電子入札実施中】	【電子入札実施中】
			素材生産事業	令和2年7月より、電子調達システムを利用した発注を進めていますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討下さい。			令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。
			造林事業	令和5年4月より、電子調達システムを利用した発注を開始していますので、電子調達システムを利用した応札（電子入札）をご検討ください。			令和6年度より事業者が希望した場合は、電子調達システムによる契約が可能となります。
			治山、林道工事				
			調査測量	他のシステム（電子入札システム）により、インターネットを利用した発注を行っています。			

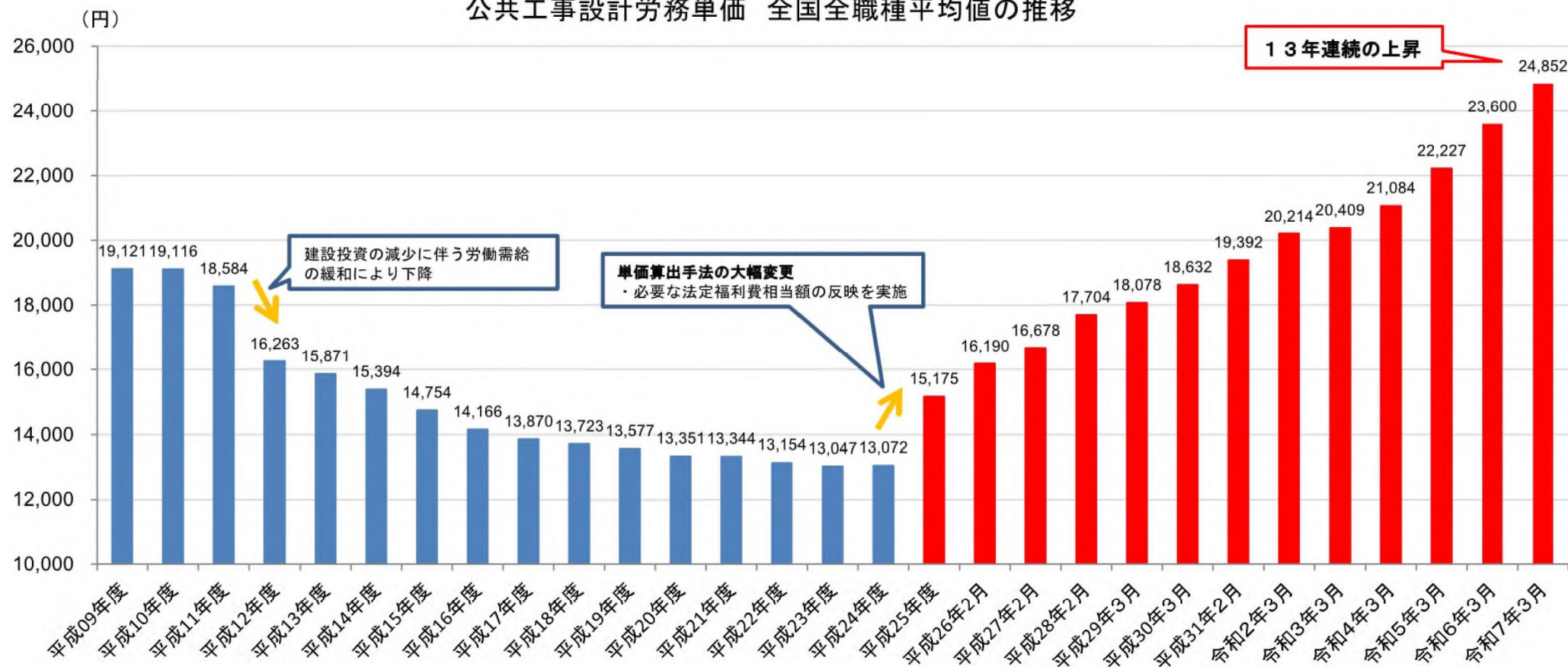
◀システムから出力された契約書

<参考>

電子入札システム
URL : <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」

令和6年8月、厚生労働省は、林業従事者の技能向上とともに、国による公証制度導入に伴う林業従事者の就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、ひいては、安全性の向上による労働災害の減少に寄与することを目的に、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定の職種に「林業職種」を新設したところです。同検定は林業従事者の処遇改善等に繋がることから、国有林野事業においてもその普及に向けた取組を進めることが重要であり、北海道森林管理局でも、造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式において林業技能士を評価する項目を今後導入予定（次回改正時）としています。

【概要は次のとおり】

林業技能検定は育林・素材生産作業に関する知識と技能を評価する国家試験です。

1級から3級の3つの等級に分かれており、各級それぞれ学科試験と実技試験の両方に合格すると「林業技能士●級」を名乗ることができます。

- 自分自身の技能の研鑽
- 所属企業からの評価、取引先からの評価
- 社会的な林業技能者の認知
- 林業経営体の作業効率、安全意識の向上
- 職場の士気や経営効率の改善



◆ 試験概要

試験区分		等級	出題方法	出題範囲	試験時間 ※ 1
学科 試験 (筆記)		1 級・ 2 級	真偽法25問 四肢択一式25問	育林・素材生産作業全般	60分
		3 級	真偽法30問	育林・素材生産作業全般	30分
実技 試験	判断等 試験 (筆記)	1 級・ 2 級	多肢選択式 5 問	植付、伐倒、造材、器具の整備	20分
	製作等 作業試験 ※ 2	1 級	作業用具、保護具等の確認 出題作業の実施	受け口・追い口作成作業（傾斜木）	10分
		2 級		受け口・追い口作成作業	7 分
		3 級		チェーンソー組立作業	4 分
				チェーンソー暖機運転	7 分
				丸太輪切り作成作業	4 分

※1 製作等作業試験については打ち切り時間。 ※2 製作等作業試験の採点は減点法とし、危険な動作・操作があった場合失格。
注）試験内容の詳細はHP等でご確認下さい。

国家検定（職業能力開発促進法）

林業技能検定

◆ 申込方法

林業技能向上センターWEBサイトからマイページを作成し、受検申請を行って下さい。

注）郵送による提出は受け付けていません。

● 林業技能検定に関する詳細・申込はこちら
一般社団法人 林業技能向上センター
<https://ringyou-gino.org/>
TEL:03-4334-7377



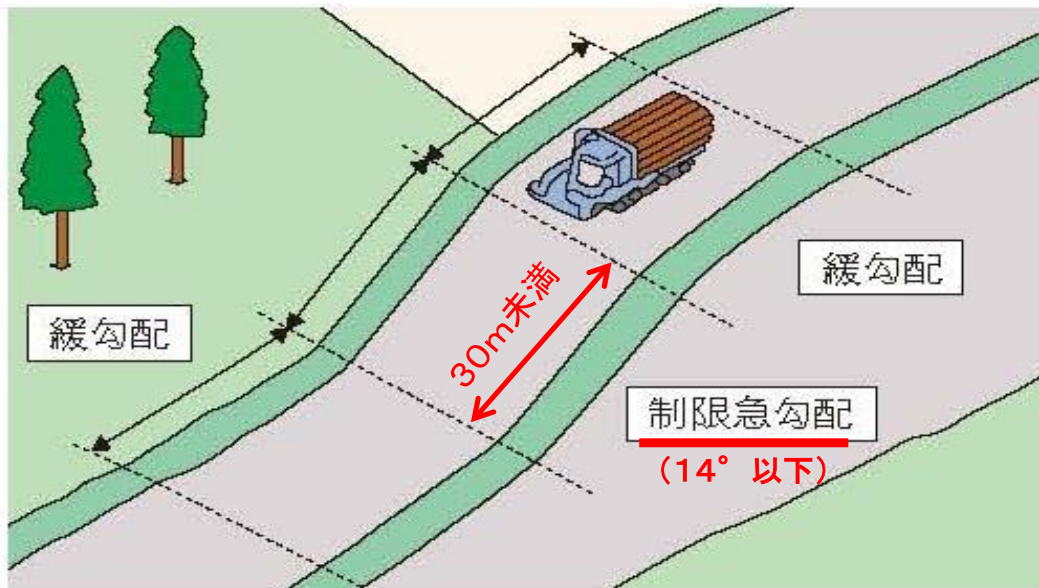
2024.09 作成

製品生産事業に係る留意事項

1 森林作業道作設技術

● 縦断勾配の基準の徹底について

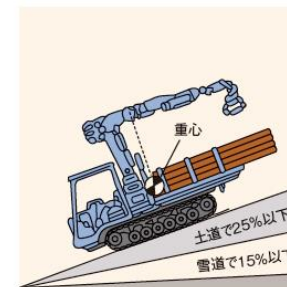
- 森林作業道の縦断勾配は概ね 10° 以下を基本とし、やむを得ない場合は、30mに限り 14° 以下（制限勾配）としている。これは安全上の観点から規制しているものであることから、特に留意。
- 既設路を活用する場合も、縦断勾配は概ね 10° 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り 14° 以下（制限勾配）。



〔林業・木材製造業労働災害防止規程

改正概要抜粋〕

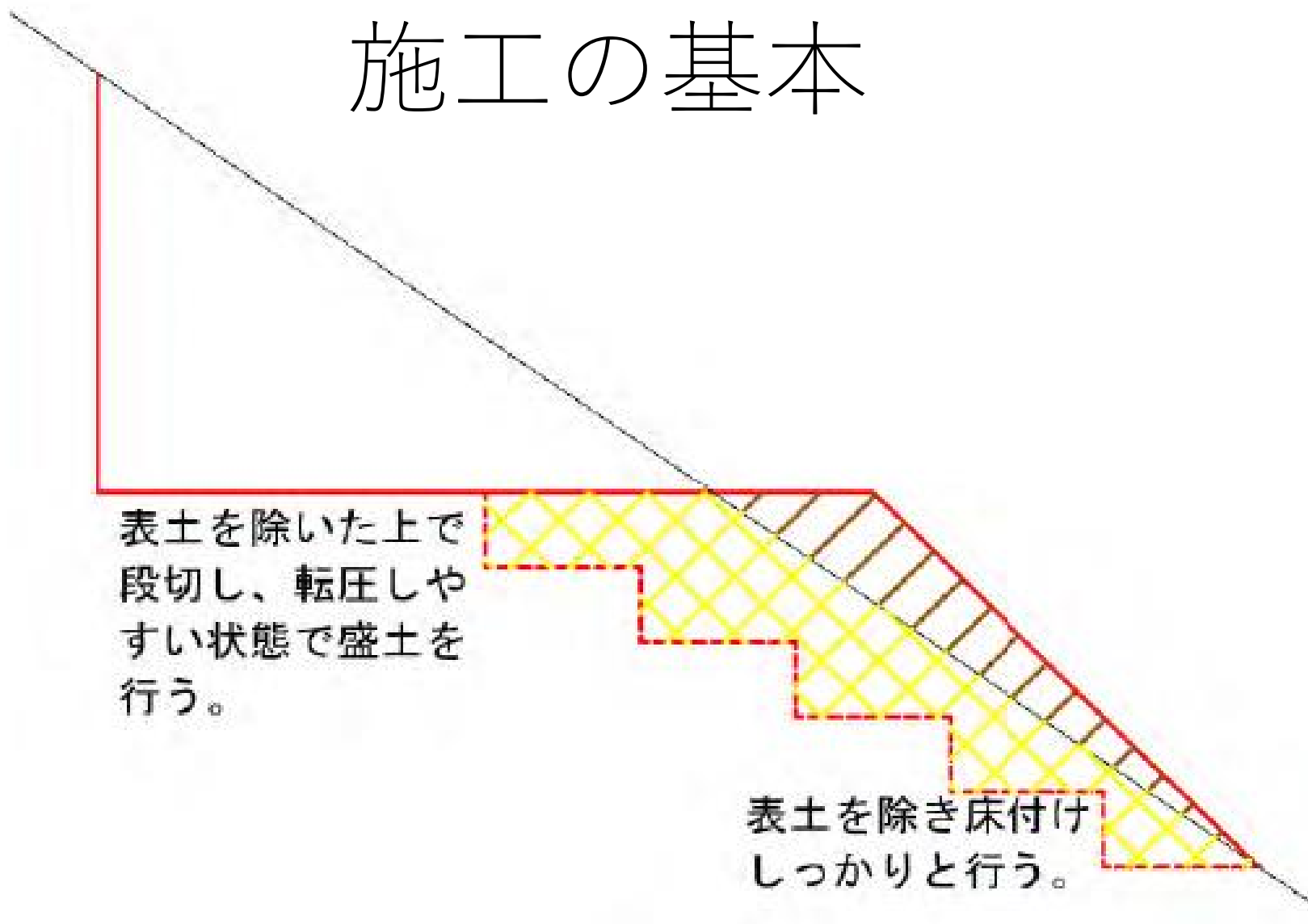
林業・木材製造業労働災害防止規程第115条（走行路の確保）では、30m以上の制限勾配を設けないこと、また、前後には緩和区間を設けることとされている。



作設の基本は盛土を作って道を造る



施工の基本



表土を除いた上で
段切し、転圧しや
すい状態で盛土を
行う。

表土を除き床付け
しっかりと行う。

※近年、大雨や集中豪雨等が多発しており、崩壊等の防止のため、盛土部分はしっかりと転圧し、路体の安定を図る。

2 採材・仕分けについて

原木需要の高まりにより国産材の安定的な供給が求められていることから、採材・仕分けについて、引き続き日本農林規格に基づき仕分けを適正に実施することが必要。

- ・ 多様な需要に応じた採材
- ・ 広葉樹新規需要への対応
- ・ 全署通じ安定した品質維持（信頼確保）

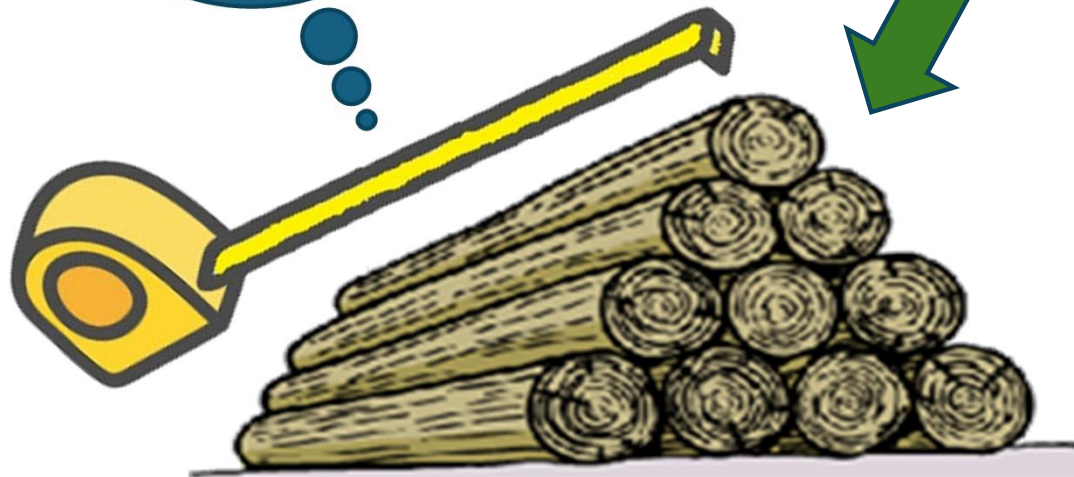


国有林材の安定供給
付加価値向上

メジャーを当てての材長、延び寸（5 c m程度）の確認。
こまめな測尺装置の調整。

材長切れ、仕様と異なることのないように！

一般材・低質材の仕分けの確認。



3 森林整備事業の生産性向上の取組

新たな森林・林業基本計画においては、「新しい林業」の実現に向けた低コスト化等を図りつつ国産材の供給を増やすことを目標としており、令和5年度から日報アプリの運用開始により工程管理を行っている。

生産性向上の取組

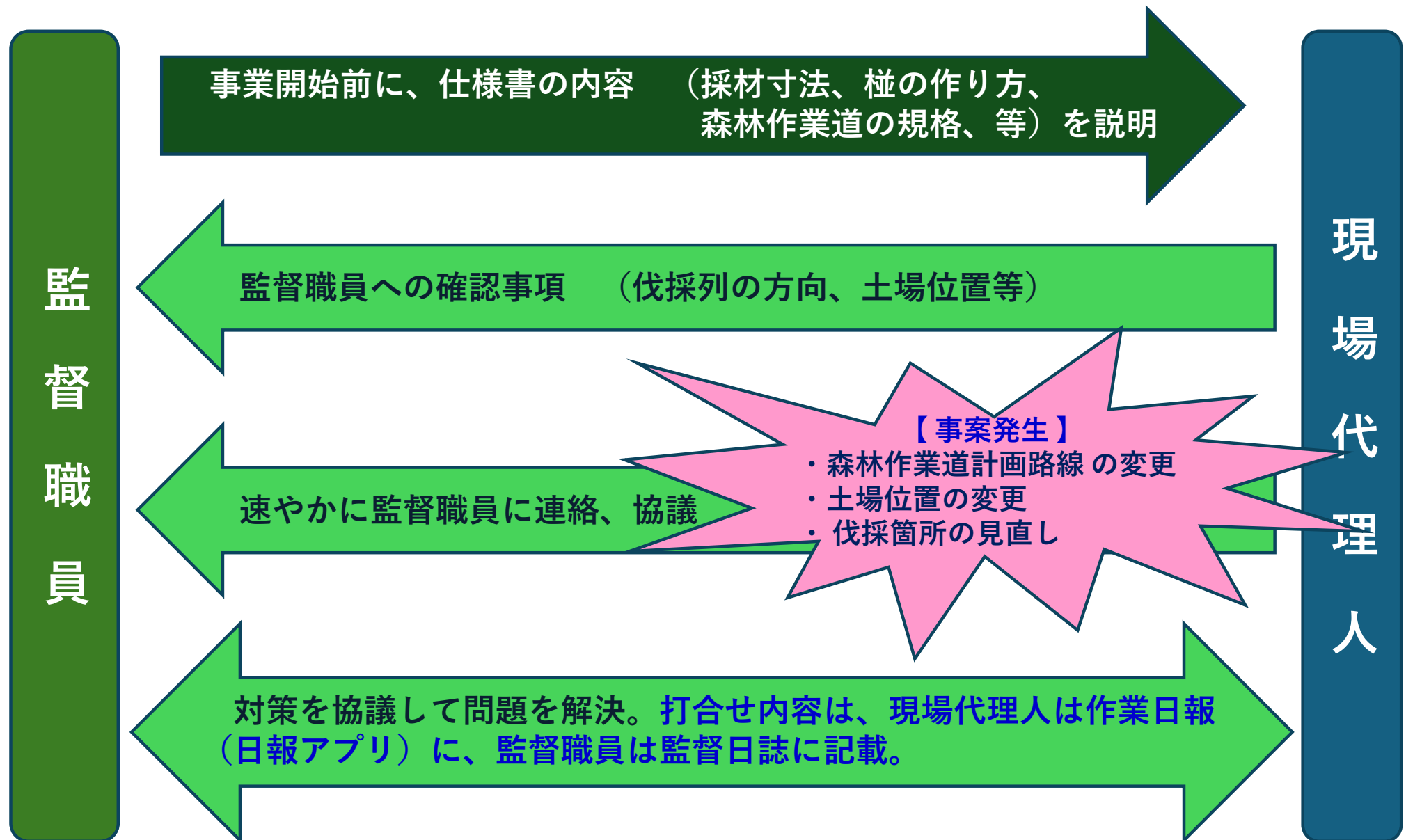
- ① 作業工程毎の生産性を的確に把握・分析。
- ② 作業工程の中の「ボトルネック」を洗い出し、グラフ等により「見える化」を図り、定期的にグラフ化したデータを送付する。
- ③ ボトルネックの解消、効率的な作業仕組みを検討するために意見交換会等を実施予定。

工程管理の実施

令和5年度から生産日報アプリの運用が開始となっており、令和7年度についても、引き続き日報アプリの利用を考えている。

発注者側が公告の段階で示している「月別工程管理表」に該当する物件は、日報アプリとの選択を可能としている。それ以外の物件については、特に定めはないが、日報アプリを利用することを可能とする。

4 監督職員とのコミュニケーションについて



国有林材の安定供給システムによる販売

趣 旨

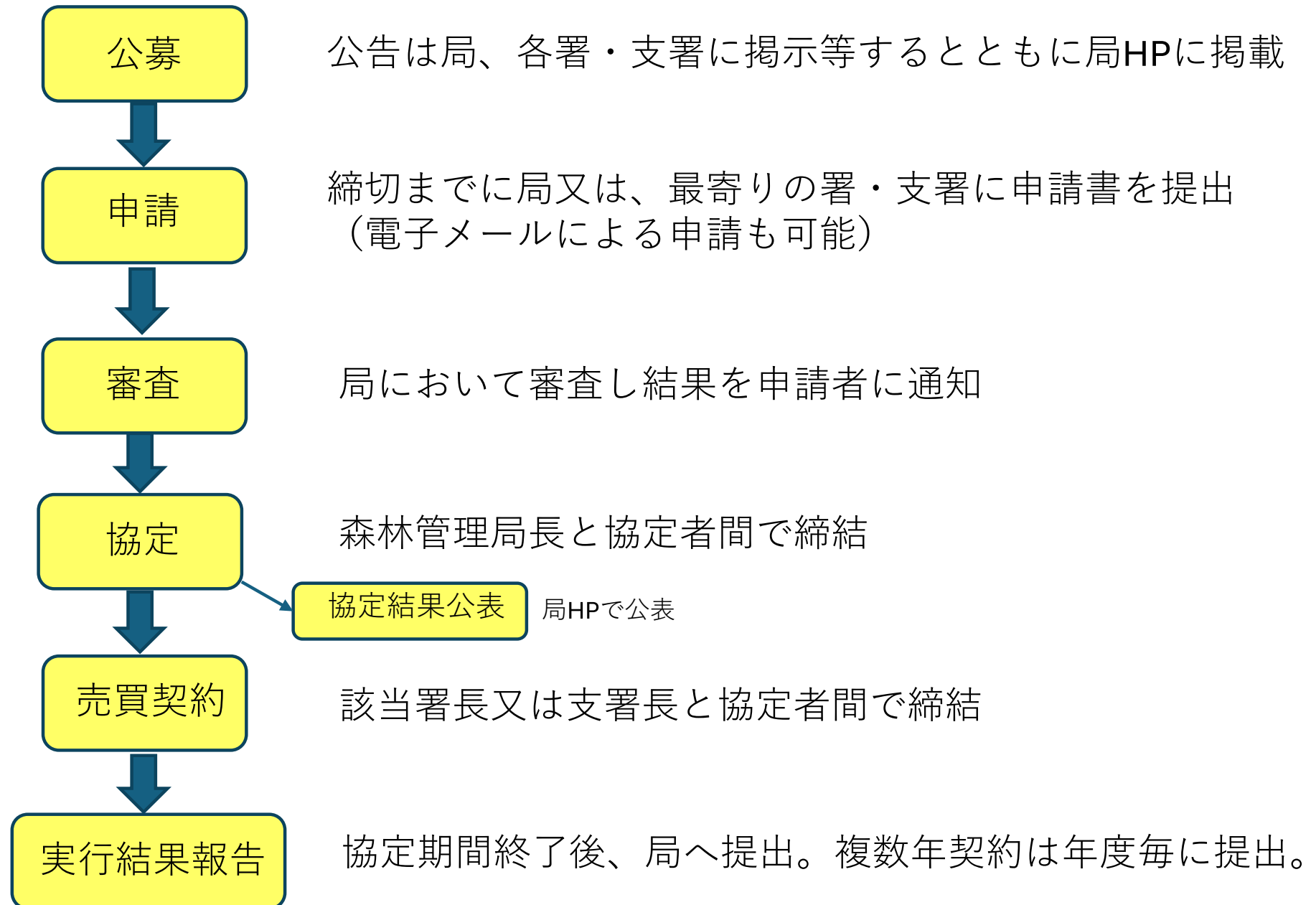
立木販売・製品販売共通

システム販売は、需要者と協定を締結し林産物を安定的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に貢献できるよう、推進していきます。

また、林業の成長産業化に繋がるよう、需要者ニーズを踏まえ、国産材の安定供給体制の構築に向けてさらに政策効果が高まるよう見直しを加えていきます。

システム販売の流れ



令和 7 年度システム販売（製品販売）について

< 公募の概要 >

- 公募量は、製品販売量の半数程度を予定
- 公募は 2 回（3 月・6 月）を予定
- 1 物件当たりの公募数量は、 $1,000\text{m}^3 \sim 10,000\text{m}^3$ 程度
（一部物件を除く）
- 新規複数年物件、大径材物件について公募予定
（物件数及び数量等詳細は検討中）
- 令和 6 年度に引き続き、広域にわたる 1万m^3 程度の大
ロット物件を公募予定（数量等詳細は検討中）

大径材物件について

道産材の建築材利用を推進する観点から、令和 6 年度に引き続き、トドマツ一般材の大径材（一定径級以上及び一定の品質を確保）のみで構成される物件を、用途を一定程度制限し公募することで検討。

1 用途の制限

公募物件数量の半数以上を建築材（柱、間柱、梁、桁等）として利用すること。

2 販路の指定

工務店、ハウスメーカー、プレカット工場等への販売計画があり、企画提案書に販路を記載していること。

3 物件内容

一般材のうち次に該当する原木とし、別巻立てとする。

- （1）樹種はトドマツ又はカラマツ
- （2）径級は、原則 26 cm 以上（26 cm 以上の希望する径級区分とすることも可能）
- （3）材長は 3.65 m、4.00 m のほか、企画提案の材長も検討。
- （4）品質

- ・ 両木口が正円に近く、通直にして樹心が木口面の中央部にあり、木口・材面共に腐れ又は空洞等のない素性のよいもの
- ・ 節は原則 3 材面以上無節、曲がりは一重曲（重曲は不可）で 5 % 以下
- ・ 目まわり、入皮、凍裂等のその他の欠点がないか、きわめて軽微なもの

上記の品質を基本としていますが、材の選別にあたっては、協定者（買受者）と協定締結後の打合せや事業現場において請負事業者及び発注者（局署の担当者）等を交えた目合わせ・意見交換等を行います。

※他のシステム一般材と同じ土場に巻立てる場合もありますので、ご理解願います。 24

大ロット物件の取組について

安定供給の推進及び加工・流通の合理化等に向け、令和 6 年度に引き続き同一地区の複数署や地区を跨いだ大ロットの物件を設定し公募。

1 取組のねらい

- ①安定供給の推進
- ②流通の合理化 等

2 物件の規模

1 万 m³程度

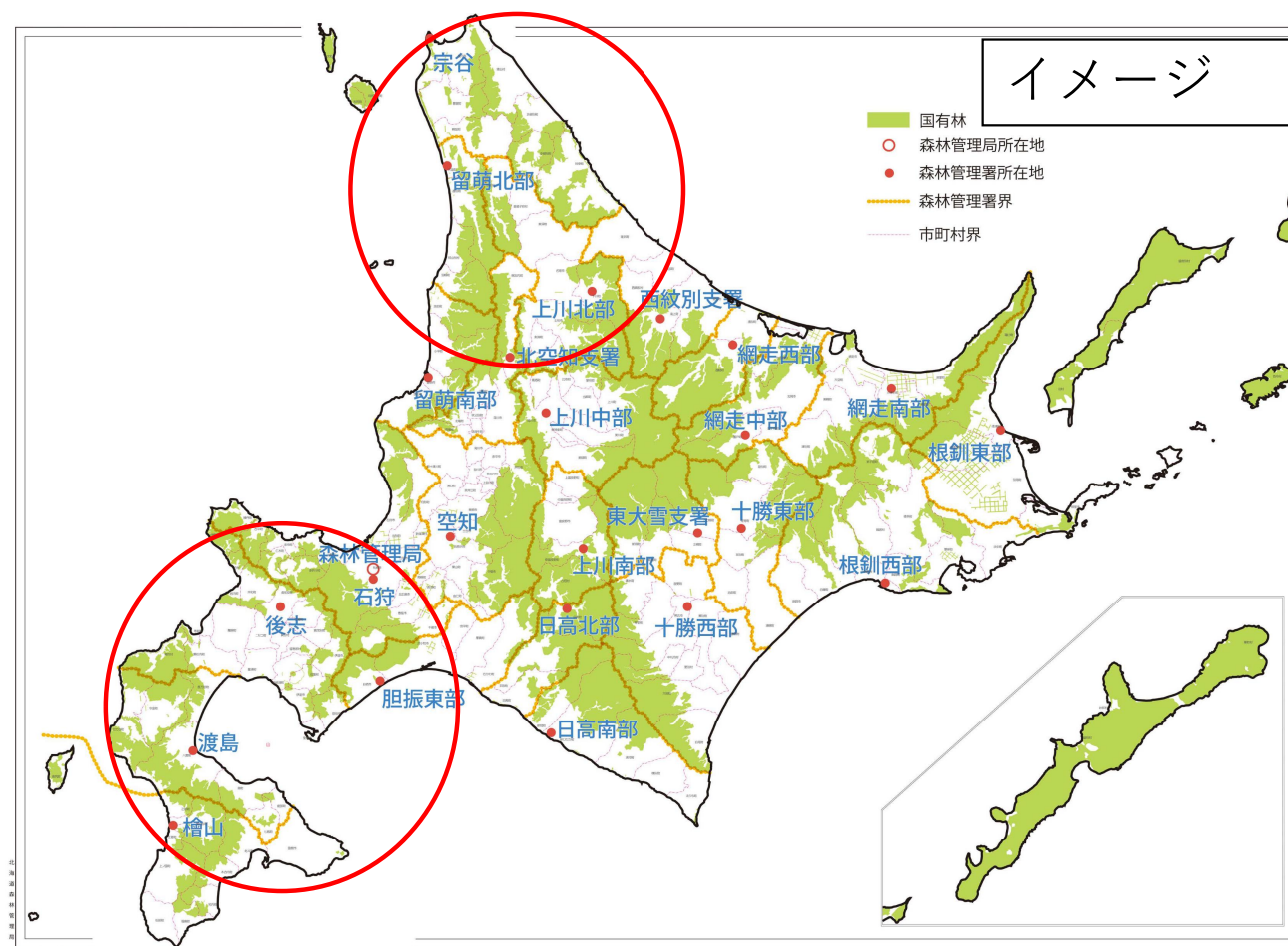
3 樹材種

トドマツ一般材・低質材主体

4 実施地区

令和 7 年度は、

- ①札幌・函館エリア
 - ②旭川エリア
- で実施予定



システム販売申請に当たっての留意事項

- 1 同一申請者（共同申請の場合は同一構成員）が複数の物件に申請する場合は、申請書は一つにまとめていただいて結構です（企画提案書は物件毎に必要）。

※公募物件の樹材種割合、m³廻りは立木におけるおおよその数値であり、実際の出材割合や原木の径級を判断する目安とはなりませんので留意願います。

2 申請書の添付資料

（１）直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の写し

（２）納税証明書の写し

（３）社会保険の加入を証する書類（様式２）

保険料納入通知書（健康保険・厚生年金）、労働保険納付書の写し（申請の前月分）を添付

（４）保有する資格を証する書類（様式３）

資格確認通知書（林産物の売払）、資格認定書の写しを添付

（５）企画提案書（様式４）及び取組評価に係る添付書類

（６）取引数量等が明記された出荷先との取引協定書の写し

添付書類に漏れが無いよう確認をお願いします。

（１）～（４）は、複数物件に申請する場合、１部提出いただければ結構です。

（５）は各物件ごとに作成し提出してください。添付書類が他の物件と共通する場合は１部のみでも構いません。（６）は販売協定内容が確認できれば、複数物件をまとめていただいて結構です。

※共同申請の場合は各申請者の提案内容を評価することから、添付書類は全者分必要です。

また、販売協定先の企画提案書は不要であり、（６）の提出のみで構いません。

※公募内容及び申請書・企画提案書の様式等詳細は北海道森林管理局ＨＰに掲載されますのでご確認ください。申請書は紙媒体、またはメールでの提出となります。

システム販売協定締結後の留意事項

- 1 システム販売は企画提案に基づき数量・価格を含め協定を締結し販売を行っています。協定後は協定書の販売計画に基づき、該当森林管理署等と林産物の売買契約を行うこととなります。森林管理署等の担当者と十分打合せの上、供給される林産物の計画的な購入に努めていただくようお願いします。
 - (1) 一般材であっても林分状況によって品質径級等に一定程度の幅はあるところですが、システム販売の趣旨をご理解いただき、現物をご確認の上、適正に仕分された物件については、極力受け入れいただくようご協力をお願いします。（大径材物件は除く）
 - (2) システム販売の出材時期や場所は森林管理署等で計画して進めています。協定者の都合で受け入れを遅らせることは、販売計画に影響が生じ協定数量が確保できない場合があります
数量減となった場合、結果報告書の企画提案取組状況の内容によっては次回のシステム販売申請時の審査で減点対象となる可能性があります。計画的な購入に努めていただくようお願いいたします。
- 2 長級（材長）について事業が先行している場合、一般材・低質材は3.65m～4.0mを主体に採材しています。多様な長級の採材でない場合は、要望に応じられる場合もありますので、協定後に該当森林管理署等と打ち合わせ願います。要望に基づき特殊な長級を採材した物件は原則として受け入れていただくようお願いします。なお、土場面積の制約や請負事業体への負担等により、対応できかねる場合もあることをご理解願います。

円滑な販売を行うため、協定者・森林管理署の担当者がお互いに齟齬の無いよう意思疎通を図って進めていくことが重要と考えております。ご理解・ご協力をお願いします。